

令和3年第2回取手市教育委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年2月16日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿
公民館課長 大野 篤彦
図書館課長 飯塚 稔
文化芸術課長 飯山貴与子
スポーツ生涯学習課長補佐 海老原 充
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事
議案第4号 取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第5号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第6号 取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第7号 廃校となった取手市立小中学校の体育施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱について
報告3 いじめ防止策の取組み状況に関する報告について

8. その他

(1) 3月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 会議の概要

午前9時30分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和3年第2回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

[谷口主査が配付物について説明]

○教育長

配布物はよろしいでしょうか。

それでは、教育長報告をさせていただきます。4点、報告させていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応についてということで、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行が続いていることから、当初2月7日の日曜日までとされていましたが茨城県独自の緊急事態宣言が2月28日(日曜日)まで延長されました。この決定を受けまして、市の新型コロナウイルス感染症対策本部で対応を協議しました結果、県の施設が2月8日(月曜日)以降、順次再開する見通しとなったことから、休館しておりました教育関係の施設についても、2月9日(火曜日)から感染症拡大防止に努めながら通常どおり再開することといたしました。旧取手宿本陣については、2月12日から再開ということでございます。

再開後の施設の状況でございますけれども、公民館ではマスクを外す活動の自粛と、水分補給以外の館内飲食を自粛するよう周知を図るとともに、これまで同様の感染防止対策への協力を呼びかけまして利用していただいております。また、吹奏楽の楽器を使用するサークルなど、マスクを外すと活動に支障が伴う団体につきましては、当面の間、活動の自粛をお願いしているところでございます。また、グリーンスポーツセンターなど体育施設でございますけれども、個人利用となるトレーニングルームや室内プールは、ふだんの6割程度の利用となっておりますけれども、屋内施設、屋外施設とも多くの方々に利用していただいているところでございます。学校体育施設開放事業も再開いたしまして、各団体が利用していらっしゃいますけれども、より一層の感染症対策を呼びかけているところでございます。また、市民会館ではイベント等の開催収容人員を50%の500人に制限しているところでございます。

続いて2点目、山王小学校のオープンデーということで、特認校を目指します山王小学校のオープンデーを2月6日(土曜日)に実施しました。参加者数ですけれども、山王小の児童が59名、欠席なしということでございました。外部からは、ALTが13名と、一般参加79名ということで、児童26名を含んでおりますけれども、30家族においでいただきました。報道機関についても取材においでいただきました。

プログラムの概要ということで、既に委員さんにもお話ししておりますけれども、1つは「English Camp」ということでALTが13名来ていまして、子どもたちは縦割り班で10チームをつくりまして、特別教室をチーム単位で訪問しまして、各教室で独自のアクティビティを準備しまして、英語オンリーで体験をしたところでございます。活動内容としましては、外国語絵本の読み聞かせや折り紙、ALTの国クイズ、

コマづくり、福笑い等ということで、子どもたちは活動に取り組んだところでございます。また、もう1つは「となりのスタジオ」ということで、これは藝大の関係もございませうけれども、作家のグレンさんに自分で染められた黄色の毛糸を教室に張りめぐらして、子どもたちが持ち寄ってきたものをそこに結びつけて、関係づくりということですかね、空間制作ということで、独特のインスタレーションという発想もあるみたいなんですけれども、子どもたちはそこに理由付けをしながらディスプレイをして楽しんだところです。

3点目、「取手美術作家展」と「とりで美術の歩み展」についてでございます。取手アートギャラリーでは、1月9日から1月20日まで「第45回取手美術作家展（とりび）」を開催したところでございます。コロナ禍の状況ということであり、849名来場ということで若干少なめではございましたけれども、開催したところでございます。現在は、2月13日から2月25日（木曜日）まで「とりで美術のあゆみ展」を開催しているところでございます。御手元にチラシ等も配付してございますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

4点目、取手ジャズフェスティバルの開催についてということで、こちらについては3月17日、18日に開催をいたします。これに先駆けまして、2月28日に藝大の学生等による「取手ジャズフェスティバルプレ公演」を行います。入場料は無料でございます。当日は午前10時から入場整理券の配布ということになってございます。

私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

議案第4号、取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第4号について御説明いたします。市では、平成4年より、経済的な理由により修学が困難な方を対象に奨学金の貸付けを行うため、大学生と短期大学生の奨学生を例年募集しております。昨日発行の広報とりで2月15日号についても、令和3年度の奨学生の募集をしたところです。また、令和2年度より、新型コロナウイルスに係る緊急対応としまして、奨学生の申請機会の拡大と申請要件の緩和という2つの側面から改善を図り、利用しやすい環境を整備しております。今回、この制度に係る取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正するものです。

提案理由ですが、2点の文言の改正になります。1点目としては、奨学金の貸付け審査に係る特例措置を、今年度に引き続き令和3年度も実施するための改正です。2点目としては、新型コロナウイルス感染症の定義を新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に合わせて、改めるものになります。

資料の1ページをご覧いただきたいと思っております。左側が改正後の欄になります。奨学金の貸付けの特例については、時限的な特例措置としての対応を想定しております関係で、本則ではなく付則の部分を改正しております。改正部分は、そこにお示ししたアンダーラインの箇所になります。付則の2の括弧書きの項目部分及び本文の該当箇所について「令和2年度」という表記を「令和2年度及び令和3年度」という文言に改正します。また、付則の2の本文冒頭の新型コロナウイルス感染症の定義を示した括弧書きの部分を、関連する法律の改正に合わせて改めております。また、最後に付則の3の(1)についても「当該年」という文言に改正しております。本規則の改

正箇所は以上となります。なお、参考資料として、資料の2ページから6ページに、奨学金貸付条例施行規則の本則部分の抜粋を添付しております。説明は以上になります。

○教育長

説明は以上で終わりました。

本件に対して質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。条例のことではなくて，ちょっとした疑問なのですが，この新型コロナウイルス感染症の定義が，今回定義付けされたということですが，これはどちらか出典があるのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

これは今回，市全体の新型コロナウイルス関連の例規全体に関わるものになりました。市全体で約20本の関係例規があるんですけども，そこで新型コロナウイルスに関する定義が，こちらの改正前の部分の表記というのが共通して今までされていたものを，今回，改正後のこちらに書いてあるような表記に例規全体を統一して行うということに提言がありまして，それに合わせて教育委員会の例規では，今，御説明した規則になりますので，このような措置をとることになりました。

○教育長

これは，特措法が改正されましたので，その関係でございます。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は，原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第4号は原案のとおり決定をいたしました。

議案第5号，取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について，議案第6号，取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について，議案第7号，廃校となった取手市立小中学校の体育施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱について，以上3件については関連した内容ですので，一括して議題といたします。

本件についての説明を豊島藤代スポーツセンター長お願いします。

○藤代スポーツセンター長

では，議案第5号から第7号まで一括して説明をさせていただきます。

まず，議案第5号，取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。

提案理由は，施設使用料の還付，無料キャンセルできる期間を現行の「1か月前の

日」まで、これを「10 日前の日」までに変更するものでございまして、これにより、利用者にとりましてより一層利用しやすい予約方法としまして、施設の効率的な利用を図るため、本規則の一部を改正するものでございます。

内容を申し上げますと、本件は、取手市立体育施設の無料でキャンセルをすることができる期間、こちらに関する改正となります。現在、取手市立体育施設の御利用に当たりましては、団体利用の場合は、利用日の3 か月前から施設の予約をとることができることになっております。ただ、自己都合などで利用をキャンセルする場合に、テニスコート以外は利用日の1 か月前の日までにキャンセルをする場合は、使用料は全額還付、つまり無料でキャンセルすることができますけれども、1 か月前の日を過ぎてしまいますと、キャンセルを申し出た場合、利用しないにもかかわらず、丸々使用料がかかってしまい、全額納めなければならないと現在となっております。

この件につきましては、これまでも利用者の方などから、もう少しキャンセル料のかかる期間を短くしてほしいといった御意見ですとか要望なども、これまで少なくございませんでした。それらの状況を踏まえまして、私どもは実際キャンセルが出た場合に、そのキャンセルの空いた枠のところに次の予約がどのように入ってくるか、こういったことを調べましたところ、比較的スムーズに次の予約が入りまして、無料キャンセルの期間を短縮することによる問題点というものが、特に見受けられませんでした。また、県内ですとか、近県の同様の施設の状況を調べましたところ、この取手市のように、1 か月前としているところは少数、かなり少ないものとなっております。それらのことから、今回、無料でキャンセルできる期間につきまして、これまでの「利用日の1 か月前」から「利用日の10 日前」ということに変更することといたしました。この10 日前とした根拠としましては、現在の予約状況ですとか、他市の状況、こういったものを参考としながら、学校体育施設の開放などととも10 日前に統一をして設定するものでございます。

なお、今回の規則の改正につきましては、4月1日以降の利用分の予約から適用するものでありまして、この改正が決定し次第、利用者の皆様に対しまして周知を行っていく予定となっております。

続きまして議案第6号、取手市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第7号、廃校となった取手市立小中学校の体育施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱について、御説明申し上げます。

こちらの2件につきましては、ただいま説明させていただきました議案第5号と同様の内容のものでありまして、学校体育施設、それから廃校となった学校体育施設、こちらにおきましても無料キャンセルの期間を14 日前であったものを10 日前で統一しまして、利用者の利便性を図るというものでございます。また、あわせまして、議案第6号につきましては第4条の部分、議案第7号では第9条の部分になりますけれども、いずれも利用申請期間の表現が「3 か月前の日から14 日前まで」という簡単なものでございましたが、この3 か月前の日や14 日前の日というものが、窓口の休館日に当たる場合の取扱いというものが明記されておりませんもので、この辺の曖昧なものを明確にしまして「当該日の直後の休館日でない日」というものを明記するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件に対して質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

御説明ありがとうございました。変更して10日前にした理由として，予約の状況とか他市の状況を見てというようなお話があったんですけど，これは一番短い期間の市では何日ぐらいだったんですか。やはり10日が一番短かったんでしょうか。

○藤代スポーツセンター長

お答えいたします。短いところで言いますと，前日までオーケーというところが多少ございます。この10日というものは，標準的というよりは，10日でもまだ少し長いほうでございます。

○小谷野委員

ありがとうございます。それで10日にしたという部分がどうなのかなという思いはあるんですけど，今は私もあまり使ってないんですが，以前はよく使わせていただきまして。そのときに，学校単位で使いたい場合は，大体キャンセルは少なくて，ただ，現在のコロナ禍の中では，キャンセルの部分については団体側も非常に気を使いながら，できるだけやりたいけども，ギリギリまで待とうなんて気持ちも出てくるんじゃないかという気がするんですよ。その辺の状況を考えると，本当に2，3日前でもいいのかななんて思いはあります。その辺どうでしょうか。

○藤代スポーツセンター長

コロナに関してキャンセルをされる場合につきましては，これは全て前日であろうが当日であろうが，キャンセル料というものは一切いただいておりません。これはあくまでも自己都合でのキャンセルということで，人が集まらないですとか，ほかの会場がとれたとか，そんなことでのキャンセルの場合の内容となっております。

○小谷野委員

ありがとうございました。

○教育長

そのほかございますか。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。今までの1か月前から10日前ということで，すごく使いやすくなるかと思えます。今後，これは広報等で周知していくことかと思えますけれど，なかなか広報等での周知ではわからない方も多くて，今までどおり1か月前ということで，なかなか市民の皆さんにお伝えするのは難しいかと思うんですけど，使いやすくなりましたよということ周知徹底していただければと思います。よろしくお願いします。

○藤代スポーツセンター長

利用されている団体の方々につきましては，特に窓口などに来られる方につきましては，個々に周知もしていきたいと思えます。ホームページですとか，そういったところにも掲載しまして，なるべく多くの方に早く理解していただけるようにしたいと思います。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより、議案第5号から議案第7号までを順次採決いたします。
お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。
続いてお諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定をいたしました。
続いてお諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定をいたしました。
続いて報告3，いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。
本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター長

よろしくお祈りいたします。報告3，いじめ防止策の取組状況に関する報告。いじめの再発防止策への対応について、別紙のとおり報告いたします。

御手元の資料の1ページからになります。2月の校長会の中学校部会に、私のほうで参加をさせていただきまして、来年度の全員担任制のあり方について協議を行い、管理職の考えの聞き取りを行いました。その内容を参考に、来年度の方向性を資料の(1)から(5)に示しました。全員担任制ですが、一定の期間で担任を交代する全員担任制につきましては、来年度、全学年で導入をしていくということで方向性が定まりました。

中学校3年生についてです。進路担当職員というものを各クラスに配置することによって、生徒、保護者と教員の3者が安心できる環境を整える。そして、進路に関する諸問題の解決に努めるといったところを共有しました。

1・2年生についてですが、出席簿や要録、そういった帳簿を管理する事務担当の学級事務担当教員というものを各学級に配置して、その学級に関する事務の作成、管理を行うということも案として提示しました。

定期面談についてです。3年生については、進路担当教員が面談を行うことで、進路事務と進路指導に関する業務を一体化するという、やはり学校長のほうからも、そういったことで方向性として示していきたいというふうなお話がありました。

1・2年生についての定期面談ですが、今年度同様に選択制による面談の実施という形をとります。また、校長先生方との協議の中で(5)の中の注意事項にも挙げられましたが、中でも中学校3年生の体制について前向きな協議が行われました。特に、全員担任制については、担任が一定期間で代わる。また、1・2年生では、面談者の選択といった、すごく特徴的なところもありました。3年生に関しては、進路に関することが1・2年生とはまた違った分野で入ってきますので、学校としては、いつでもどこでも相談したいときにはしていいですよということを、来年度はしっかりと保

護者の方に再度周知徹底をするといったところで、校長先生方からもそのような御意見がありました。ということで、面談者というものは窓口は決まるんですが、それ以外にも、いつでも面談して相談して大丈夫ですという体制を再度整えていきます。

続いて、次のアンケートの結果、2の表についてです。こちらについては、学校長を対象に、3つの取組のシステムの向上に向けたアンケート調査を行った結果でございます。今年度は、成果と課題、改善点、この内容について御一見いただければと思うんですが、現在、この内容をもとに再度、3月の校長会に向けて資料を作成し、3月中に各学校への周知徹底を図るようなスケジュールを考えております。この3つの取組をどうやって向上していくかといった観点に基づいてのアンケートの結果でございますので、非常に具体的な御意見が聞けたというふうに考えております。

続いて、3、令和2年度第3回教育相談主任研修会の開催、こちらは報告をさせていただきます。2月10日（水曜日）、教育総合支援センターで、取手市スクールロイヤーを講師としてお招きして、守秘義務について研修を行いました。参加者としては、各校の教育相談主任20名、そのほかに適応指導教室の職員、学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、そして市のスクールカウンセラー、また学務給食課の職員も今回参加して、守秘義務について研修を進めました。

参加者の研修が終わった後のアンケートなんですが、一部紹介させていただきたいんですが、今回の研修内容について校内での研修に結びつけたい。また、事例検討を行ったんですが、事前に提出した事例に対しての丁寧な回答があったので、今後の指導にとっても生かせると。また、来年度もスクールロイヤー研修を実施して、幅広い範囲で教員に向けた研修が行えるといいのではないかと御意見をいただきました。当日は、1部、2部に分かれての研修でしたが、1部は法的根拠、法的な解釈、そういったものの基本的な考え方を研修しました。2部については、学校から上げられた事例や質問に対して、スクールロイヤーから一つ一つ丁寧に解説をいただきました。こういう状況下の中ではあったんですが、多くの方々に参加していただきましたので、ぜひ学校でも生かせるようにということで、こちらのほうでも助言をさせていただきました。

以上で報告を終わります。

○教育長

報告は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

御報告ありがとうございます。本当にコロナ禍で大変なときに、今年もこうして新しいシステム進んでいると思います。二、三あるんですが、1つ目はやはり前回もお話ししましたように、全員担任制というのは、担任が代わっていく制度ではなくて全員がいつも担任であるという制度だということ、時間をかけて意識改革していかなくちゃいけないなと思います。ただ、過渡期においては、こういう進路担当教員を置くというのは、保護者の不安も考えると1つの方法だろうと思うんですけど。やはり担任制だねというふうに戻らないように、あくまでも過渡期の一時的な措置で、進路に関しては保護者、生徒の不安もあるし、手続的なこともあるのでということで部分的に活用するということかなというふうに思います。それが1点目。

それから、面談の選択制というのは、1・2年生から、保護者の方に慣れていってもらおうということが大事なので、いろいろな人の意見を聞いて、それは教員同士が情

報を共有するというか、情報共有も今後、GIGA スクールじゃないですけど、教員同士や生徒の情報をうまくプライバシーを尊重しながら共有できるシステムができるといいと思います。

それから、3点目は校長先生たちの御意見は本当によく分かるんです。特に、学年主任の仕事とコーディネーターの仕事が非常に重要になるので、この辺をどう——学年主任やコーディネーターになった場合に、教科担当の時間を少なくする。神奈川県では、教育相談コーディネーターというのを置いているんですけど、これは特別支援教育コーディネーターを含んでいるんです。神奈川県は、特別支援と生徒指導、教育相談を分けないという支援教育という立場なので、教育相談コーディネーターを置いています。教育相談コーディネーターになると、市町村だったか県だったか忘れちゃったけども、小学校、中学校、高校の場合も、一定の時間は仕事を免除される。その分、非常勤講師のお金が来るといふふうになっています。そういうところも含めて、学年主任コーディネーターが、これだけ大きな仕事をするのは時間がかかりますので、力を与えることと時間を与えるということが大きな課題だと思います。

ちなみに、香港だと思いますけど、生徒指導、教育相談の担当教諭というのを置いています。1年ぐらい大学とか連携して何十時間か勉強するんです。教育相談と生徒指導の勉強。その人がそういうふうな教育相談、生徒指導の担当教員になるということで、スクールカウンセラーは外部の人で心理職なので、それはそれとしてはあるんだけど、より教員の中でそういうのがわかっている人がそういう仕事ができるというのは、とても参考になると思いますので、取手市でも今の延長で考えられるといいと思います。

最後に1点だけ、スクールロイヤーとの学習会はとてもいいと思います。私も、今までスクールロイヤーというか、弁護士の方と学校の危機管理とか紛争解決の仕事は何年か、私の前任校でやってきて、本当に勉強になったんですね。何が勉強になったかという、私たち教員とか教育関係者は、相手との人間関係を土台として仕事するんですよ。いい関係だったら、いい教育ができる。当たり前なんですね。ロイヤーの方は、人間関係があってもなくても、崩れたところで仕事ができます。人権を守るとか、プライバシーを守るとか。だから、私たちはどうしても人間関係に依存してしまう長所と短所があるので、人間関係が良くても悪くても、これだけはしなきゃいけないとか、この権利は守らなきゃいけないというところが、やや教員は甘いというか、危機管理が甘いんですね。だから、その辺、ロイヤーの方から教えていただいたので、特に多様な人たちと私たちはかかわりますので、全て人間関係で、もう端的に言うと、虐待の可能性があったときに、保護者との関係が悪くなるなと思ったら虐待の通告できないですよ。でも、子どもの命が先ですから通告しますよね。というようなところを勉強していく必要を私も感じているところです。

それから、それに関連していくと、やはり今、いじめ防止対策推進法であるとか、義務教育に関する教育機会確保法であるとか、今かなり多くの法律が教育相談、生徒指導関係で国が動いていますので、そういう新しい法律、個人情報保護法も含めて学ぶ機会はとても重要だと思うので、ぜひ継続的にやってほしいのと、教育相談主任がここで学んだことを各学校で先生方に伝達講習をしっかりとしてほしいなど、これはお願いです。以上です。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。全員担任制については、今、石隈委員からもお話があった

ように、子ども一人一人に対して全員が担任だという、この意識改革というか、意識づけというものを粘り強く教育委員会主導で行っていきたいと考えております。ありがとうございます。

また、学年主任、教育相談主任の負担の分散なんですけど、今限られた時間や、そういった業務の中で、これからどういうふうに分散していくか。これが本当に来年度の大きな課題になってくるのかなと思います。例えば、生徒指導主事との役割分担であるとか、今、学年主任に業務が集中しているところもありますので、再度見直しを図っていくと。教育相談主任に関しては、学校規模によっても仕事の中身がまたちょっと変わってくる、学校で特色が出てきていますので、この1年間の中で情報共有シートを変えていくとか、そういった工夫はしていただいていたいました。

スクールロイヤーに関しましては、保護者との人間関係も崩れない形の中での人間関係づくりといったものも、学校の先生方のほうで、これから構築していくといいですねという言葉が最後いただいたんですが、時間と同時に守秘義務という内容も若干解釈が変わりつつあるので、やはり先生たちもその都度その都度研修というものが必要ではないかといった御意見もいただきました。ありがとうございました。

○石隈委員

コーディネーターの件で、ほかの学校の様子も共有したいんですけど、教育相談のコーディネーターだけがコーディネーターではなくて、今、センター長がおっしゃったように、生徒指導主事とか、養護教諭とか、教頭、特別支援教育コーディネーター、今回、教育相談の担当ということで、いわばこの人たちはコーディネーターの役割を持っているので、その学校でコーディネーターチームとか何らかの枠組みで、このコーディネーションは生徒指導主事、これは教育相談、これは教頭というふうな表をある学校はつくっているんですけど、そういうふうにコーディネーターチームという体制をすると、より交通整理しやすいかなと思いますので、情報提供です。

○教育長

わかりました。そのほかございますか。

○小谷野委員

御報告ありがとうございました。全員担任制の部分を、初めてこの1年——まだ1年達していませんけど、始まって、学校長、管理職の思いとしては、学校を新しくしたんだけど、これがうまくいくかなどうかなって不安を持ってスタートして、まだ不安をもって終わろうとしているんだと思うんですよ。そういった中で、課題をこれだけ出してもらったというのは、いい協議会だったなという気がします。特に今、先生方が、年配の先生方が辞められて、若い先生方がだんだん入ってきて、学校自体は活性化がされるんですけど、システマ的な問題とか、それから経験値がだんだん下がってくると、学校でも不安定な状態を迎えるわけですよ。だから、それを管理職はかなり心配していると思うんです。そうすると、2ページのところの全員担任制の最初のところに、若手教員が学ぶ部分というのが、これでなかなか学べないのかなと不安になると思うんですけど、だったらどんなことをすればいいのかとか、どこに力入れたらいいのかというふうな方向性で、もう発展的な意見は多分出ているんだろうと思うんですけど、そういったところで2年目、ぜひ迎えてもらいたい。

それから今、先生からお話のあった内容についても、コーディネーター関係についても、私も当初、コーディネーターの負担はかなり大きくなるし、その人の力加減によって、学校はかなり変わってくるというふうに考えていました。だから、私なんか

は、多分コーディネーターにすごく頼っちゃっていたんだらうなという思いはするんですけど、今もお話があったようにコーディネーターチームというようなものがあると、何か分担できそうで、いいアイデアだなというふうな、そういう取組の実践があるようですから、来年あたり思い切って、そういった時間帯もとってみてはどうかなってというような気持ちにさせていただきました。

そんなわけで、新しく入ってくる先生方、それから新任の先生方を含めて、来年のスタートの時点で、どんなふうな方向性で伝えていくか、何を大事にしていくか、そういったものをきちんと研修の時間を設定しながら進めるということが4月当初、一番大事になってくるんじゃないかなという気がいたします。ぜひ2年目も少し向上させて、子どもたちも親もしっかりと、このシステムはすごくいいなあと思ってもらえるような学校経営にしてもらえるとありがたいなというふうに思います。

最後にもう一つなんですが、校長会のほうで、いつでもどこでも面談が受けられるような体制にしようということまで話ができたということなんですけど、これすごくいいと思うんですよね。ただ、保護者は、なかなかその辺のところの意図をしっかりと理解していただいて、話を持っていこうか、相談しようかというところまではなかなかすぐにはいかないですよね。これをどういうふうに持っていくのかなというところが、今一番大事な課題なのかなという気はしているんですけど。多分、学校では、もう今たくさん情報発していますから、そういった折に情報を出していると思うんですけどね。もうちょっと何かあるのかな、私もちょっと今わからないんですけど、ぜひ続けてもらいたいなと思います。ありがとうございました。

○教育総合支援センター長

全員担任制、チーム指導については、今回ここに掲載させていただいたのは、来年度どういうふうに向かおうかというところ、限定させていただいたんですが、実は若手とベテランが一つ、このシステムを導入したことによって、対話の時間がふえたといったところ、実は一行目がこういうふうには書いてあるんですが、この裏の意見も実は多数上がっております。小学校のチーム指導についても、これからとても大切になってくる取組であるといった御意見もいただいておりますので、そういった意見を大切にしていきたいと考えております。

また、教育相談主任に関しましては、孤立をしないように、必ず管理職が業務をしっかりと管理する、そして相談相手になれるようにといったところを再度、私も周知徹底をしていきたいと考えております。そして、いつでもどこでもといったところで、保護者の立場からすると、そうは言われてもなかなか発信できないといったところがありますので、校長会で提案したのは、定期面談のほかに、例えば進路指導相談週間とか、そういうようなものを設けることによって、より相談しやすい場面の設定といったところも提案をさせていただきました。そういったところのいろいろな取組の実現に向けて、校長会、教育委員会で連携を図っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○猪瀬委員

報告ありがとうございます。この2ページの全員担任制・チーム指導の質問項目のところにある「やはり人員が不足している。」というところで、私も委員にならせてもらってから、よく人員が足りない、足りないとは——全員担任制になる前から課題が出ていたと思うんですね。それで、全員担任制になって、この「やはり」と書いてあるところが、非常に強さを感じるなというか、現場は本当に欲しているんだなという

思いをこれ読んで思いました。この改善点というのは、いつでも課題に残っていたと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○教育総合支援センター長

そのまま表記させていただいたんですが、当然、新しい取組でもあるので、その時点で教員のほうからすると負担といったことが先行してしまうと思うんですが、この1年を終えて、来年度、どういった形で進めていくことがいいのかといった、業務のすみ分けというか、役割分担の明確化といったものが、来年度は必要になってくるのかなと思います。人員はなかなか増員という形はできませんので、いる中で、いかに機動力を生かして、取組を進めていくかといったところに焦点を当てて、市教委と学校で改善策を見つけていきたいと思っています。以上です。

○猪瀬委員

すみません。ありがとうございます。いろいろ相談部会とか新しくできたようなので、いろいろ改善を皆さんで揉んでいただければ、よりよくなるかと思っています。ありがとうございます。

○櫻井委員

御説明ありがとうございます。1つ、松戸先生にお伺いしたいんですが、担任の業務と、それからこの1番目の中学1・2年生の全員担任制、各学級にある学級事務担当教員の業務、これは編成的には担任の業務と学校事務担当と、担任の業務というものをそもそもどのようなものにとらえていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思っています。

○教育総合支援センター長

こちらに挙げている学級事務については、いわゆる帳簿の管理であるとか出席簿、そういったいろいろな通知表も含めてということをおのほうでは意味しております。従来の担任ということについては、今お話し、説明させていただいたもののほかに、やはり保護者、子どもに対応する、そこが担任として一番大きな業務になるのかなというふうには思っています。クラス一人一人の子どもと保護者にしっかりと目を向けて、耳を傾けてというものが、担任業務の柱になってくると私は考えております。

○櫻井委員

ありがとうございます。そうすると、この中学1・2年生の学級事務担当教員に関しては、例えば日々の提出物とか、そういうものに関してはタッチしないという形でしょうか。あくまで出席表、通知表、生徒指導要録、いわゆる法定帳簿のそういう形を整理するだけの業務と考えてよろしいのでしょうか。

○教育総合支援センター長

例えば、行事等での出欠確認とか、いろいろなクラスの中での提出物あるかと思うんですが、そういったものに関しては、学級担任がおりますのでローテーションしていきますので、そのときそのときのタイミングでその担任が回収するものというふうを考えております。回収はそうなんですが、その中身については、やはり学年又はその学級事務担当職員のほうが把握する必要も出てくる内容もあるかなと思います。

○櫻井委員

ありがとうございます。少々回りくどい聞き方しましたのは、今現在、私が大学のほうでそのような仕事をしているからでありまして、大学生になりますと、もうこの人は事務を担当する方、自分の担任として話を聞いてくださるのはこの先生という、そういう学生の理解が図れているので、スムーズにいつているんですけど、果たし

てそれが中学校に行ったときに、この先生は同じ先生という立場でいて、この先生は事務をするだけの先生、先月はこの先生が担任だったけど、今月はこの先生が担任だから、何かあったらこの先生に言うんだという、そういうシステムチックな理解が果たして中1、中2でできるかというのが若干不安ではあります。

大学生にもなりますと、もうこれは事務の先生だから事務の先生に持ってきて、自分の勉強のことはこっちの先生に聞くと、しっかり分けています。もう大人ですから。だけど、発達途上にある中1、中2に関して言えば、子どもたちがそれを果たしてスムーズにいけるかどうか、また、子どもたちがその状態であるのと同時に、保護者がそれでいけるかどうか、これは事務だからこっちの先生に渡して、ちょっと相談したいのがあるんだけど、先月はこの先生だったけど、今月はこの先生だからこの先生にという、そういうふうにもうまくいけるかどうかというのは若干不安ではあります、その辺いかがでしょう。

○指導課長

それでは、私のほうとして、これは教員の働き方改革と関連するところなのですが、例えば従来、行事へのPTAの出席については、参加表を事前に取りまとめたりとか、そういったことで担任が集約するものはかなりあったかと思います。そういったものについては、今後ICTを使って、必ずしも提出する必要のない、紙媒体で必要のないものについては、そういったICTをうまく活用していければなと思っています。現在、市内の学校においては、Googleフォームなどを使って、そういった保護者の意見、学校評価などについてもGoogleフォームを使っている学校さんがございます。そういった先行事例がございまして、これが来年度より普及していくのかなというふうに考えております。そうなった際、必ず教員が集約しなければならないものは、やはり児童生徒の健康に関する個人的な情報に関するものとか、かなり限定がかかってくるかと思っておりますので、それを校内で整理をしていただくことで、そこら辺の児童生徒の悩み、どこに出すのか、保護者の方の不安、そういったものも軽減できればというふうに考えております。

○櫻井委員

よろしいですか。ちょうどお伺いしたかったところを今、大越課長からお話しいただいたんですが、この前の広報のほうで、市内の保育園全部が今度4月から出欠管理についてもICT化が進んで、保育園に行きましたというのを画面1つでやって、また、今まで市内の私立幼稚園で行われていた連絡帳が全部アプリになっている、それも保育園でも採用されるようなところもふえてきていると伺います。また、隣の守谷市では4月から、小中学校の連絡帳の機能をICT化でそちらに移行するような試みもされるということも聞いております。それは取手市ではどのようにお考えでしょうか。

○学務給食課長

今、櫻井委員のほうからお話聞きまして、まだそこまで課の中で話し合いができていないような状況でして、今聞いた話を持ち帰って、いろいろ情報を収集して取り組めるように進めていきたいと考えております。

○櫻井委員

本当に先生方の業務の軽減にもつながりますし、幼稚園、保育園の連絡帳なんかは身近で見ている、これは便利だなと思っています。また、コロナの関係でもありますし、冬場は特に市内の小中学校なんかでは、朝のうちに事務の先生が電話に張りついていて、欠席連絡を一々受けるというような、そういうような話も聞いております。

そういったこともだんだん減っていくかと思しますので、ぜひ前向きに御検討いただきたく思います。

○教育部長

先週、衛生委員会を開催しました。学校の先生達といろいろ議論する中で、働き方改革の中で、本来、学校の先生がやらなくてもいい業務みたいなものも、現在やっているというところで、そういった部分をなるべく減らしていきましょう。先生の負担を減らしていきましょうと。先ほど、教員の不足の話もありましたけど、限られた人数の中でどれだけ今の業務を減少していくのかというところで、今、質問がありました連絡帳ですとか健康カード、健康観察のカードを毎日出していますけど、そういったものをシステム化したらどうだろうという議論を衛生委員会の中でしておりまして、今後、前向きにその辺については検討していきたいなと考えております。

○学務給食課長

あと、欠席の連絡につきましては、今度4月からスタートできるかどうかあれなのですけども、うちのほうでマイクロソフトのシステムを使いまして、保護者の方が学校に電話をしなくても、連絡できるような体制を整えていきたいと思って、今準備を進めているところであります。

○櫻井委員

すみません。もう1点だけよろしいですか。先ほど石隈委員から、コーディネーターの集団をつくったらというような話がありました。石隈委員からは、生徒指導主事と教育相談主任を中心とした教育相談のチームをつくったらというようなお話でしたが、これも一朝一夕にはいかないかと思いますが、私が高校に在勤しておりましたときに、ずっと進路指導部におりまして、高校の進路指導部というのは各学年の進路指導部の先生方が1年生から3年生までの進路指導部の先生方が集まって、進路指導に関する情報収集、また、子どもたちの進路も多岐にわたっていますので、とても担任だけでは対応し切れないので、特別な進路に関する、例えばすごく遠いところに行くとか、あるいはすごく狭いところの進路を希望しているとか、特別な進路指導に関する情報収集とか、そういうのを進路指導部が一手に引受けて、それを担任に落とす。担任からは、各子どもたちの進路希望を吸い上げて、それをどう実現させるかというのを部会で話し合うというようなことで、1年生から3年生までの進路指導部の先生が入ってますから、当然、進路指導なので3年生の先生が中心になるんですが、1・2年生の進路指導部の先生は、それを進路指導部会で常に見聞きすることによって、自分自身も進路指導の経験値が積めるというような形で、県立高校は進路指導部として、部として進路指導を行っておりました。今も行っていると思います。

これは高校生なので、中学生とはまた対象が違うので、その高校のやり方をすぐに中学校に下ろしてくるというわけにはいかないかと思いますが、この全員担任制ということを考えたら、やはり生徒指導、教育相談だけではなく進路指導もコーディネーター集団としての進路指導主事を中心としたコーディネーター集団をつくって、学校全体で集約して、それを各担任に落とすしていくというような形で持っていければいいかなとは思っています。また、そういった進路指導部会は、進路指導だけではなくて、1・2年生に関しては、進路をどういった進路に行くというような、そういった教育も進路指導部会で一手に行っているのです、それを学年で中学校はやっているのですけれど、それを進路指導部のほうでやるような形にしておりましたので、そういったコーディネーター集団、進路指導の面でのコーディネーター集団、進路指導部、あるいは進路指

導主事の使い方等も御一考いただければなと思います。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。現在、生徒指導部、教育相談部会といったところで、生徒指導部に関しては、これまでどおり各学年から上がってきて情報共有して、そこからまた管理職に、そして企画会や職員会議という流れは一つあると思うんですが、教育相談部会に関しては、今年度からスタートしたということもあり、教育相談主任が負担を、全ての業務を担ってしまったといった反省点も実は上がってきております。しかし、部会には各学年からの教育相談部員というものも上がってきていますので、やはり今お話ありましたように、そういった部員が一つになって取り組んでいくといったところがとても大切なのかなと、今改めて感じました。そして、進路指導、生徒指導部、教育相談部会が横でつながっていくような学校としての体制づくりといったものを構築できるよう、また校長会のほうでも提案をしていきたいなと思いますが、校務分掌の活性化といったところになるかなと思いますので、引き続き学校長にも協力を依頼していきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

また御意見あったら、別の機会で結構ですので出していただければと思います。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告3の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告3の議事を終わります。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課長補佐

事務局から御報告をさせていただきます。3月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。

委員さんの御手元のほうに、令和3年3月の行事予定表がお配りされているかと思っております。3月ですので11日、18日、19日と、中学校、幼稚園、小学校の卒業式が予定されております。また、教育委員会定例会のほう3月23日（火曜日）午前中を予定させていただいております。また、こちらの予定表にはちょっと載ってないですけども、例年3月半ばに、茨城県の教職員の人事異動の内示がございますと、それに合わせて教育委員会の臨時会を開催しております。まだ日程のほうは確定しておりませんので、そちら確定次第、御連絡いたしますので、そちらもあわせて御確認いただければと思います。事務局からは以上になります。

○教育長

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

令和3年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時34分閉会